



農作物共済

共済目的 水稲、麦

加入できる農家 水稲及び麦の耕作面積の合計が10㌶以上の農家
20㌶以上耕作する農家は、自動的に共済関係が成立します。

共済事故 風水害、干害、冷害、雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、火災、病虫害及び鳥獣害（麦の災害収入共済方式及び水稲の品質方式については、上記災害による麦又は水稲の減収又は品質の低下を伴う生産金額の減少。）

加入方式

- ・ **一筆方式**：耕地ごとに引受け、耕地の基準収穫量の農家が申し出た支払開始損害割合（3割・4割・5割）を超える減収部分に対して共済金を支払う仕組み
例：支払開始損害割合3割を選択した場合、基準収穫量の7割を補償
- ・ **半相殺方式**：農家単位で引受け、減収耕地の減収量の合計が、農家の基準収穫量の農家が申し出た支払開始損害割合（2割・3割・4割）を超える減収部分に対して共済金を支払う仕組み
例：支払開始損害割合2割を選択した場合、基準収穫量の8割を補償
- ・ **全相殺方式**：農家単位で引受け、農家の減収量が、農家の基準収穫量の農家が申し出た支払開始損害割合（1割・2割・3割）を超える減収部分に対して共済金を支払う仕組み
例：支払開始損害割合1割を選択した場合、基準収穫量の9割を補償
[基準収穫量] 基準単収（10㌶当たりの平年的な収穫量）× 耕地面積
- ・ **品質方式（水稲）及び災害収入共済方式（麦）**：
農家ごとに、減収又は品質の低下があり、かつ生産金額が基準生産金額の農家が申し出た補償割合（7割・8割・9割）に達しない場合に共済金を支払う仕組み



共 済 金 額（契約補償金額）

・ 一筆方式、半相殺方式及び全相殺方式：

$$\text{共済金額} = \text{単位当たり共済金額} \times \text{引受収量}$$

[引受収量]

一筆方式：耕地ごとの基準収穫量×7割（6割又は5割）

半相殺方式：耕地ごとの基準収穫量の合計×8割（7割又は6割）

全相殺方式：耕地ごとの基準収穫量の合計×9割（8割又は7割）

[単位当たり共済金額]

共済目的の種類等ごとに、kg当たりの補償価格を限度として、農林水産大臣が毎年金額を定めたものです。

・ 麦の災害収入共済方式及び水稲の品質方式：

$$\text{基準生産金額} \times 4 \text{割} \sim 6 \text{割} \quad \text{共済金額} \quad \text{基準生産金額} \times 9 \text{割} \text{ (8割又は7割)}$$

[基準生産金額]

農家ごとに、原則として最近5か年の出荷成績等を基礎に、産地銘柄や品位等を参酌して定めたものです。

共 済 金（支払金額）

・ 一筆方式、半相殺方式及び全相殺方式

$$\text{共済金} = \text{単位当たり共済金額} \times \text{共済減収量}$$

[共済減収量]

一筆方式：(基準収穫量 - 収穫量) - 基準収穫量 × 3割

半相殺方式：(被害耕地の基準収穫量の合計 - 被害耕地の収穫量の合計) - 農家の基準収穫量 × 2割

全相殺方式：(農家の基準収穫量 - 農家の収穫量) - 農家の基準収穫量 × 1割

・ 麦の災害収入共済方式及び水稲の品質方式

$$\text{共済金} = (\text{共済限度額} - \text{生産金額}) \times \text{共済金額} / \text{共済限度額} \text{ (基準生産金額の9割)}$$

移植不能又は発芽不能の場合、耕地の減収量は、当該耕地の基準収穫量の一定割合として計算します。